

消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究  
報告書（抄）

消防団員の個別健康指導体制基本モデル

平成18年3月

消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究委員会

本書は『消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究報告書』（平成 18 年 3 月）を抜粋し、編集し直したものです。

## はじめに

脳卒中、心筋こうそくなど、消防団員の循環器系疾患による公務災害の発生が後を絶ちません。過去の殉職者数のなかでも大きな割合を占めています。

消防団員を特別職地方公務員として任用する市町村長は、消防団員の健康状態を把握し、消防活動によって発症させたり悪化させたりしないよう配慮しなければなりません。これを「健康配慮義務」といいます。消防活動の現場を預かる消防団の上司や団事務局には、消防団員の健康に対する配慮が強く求められます。しかし、多くの消防団にこうした認識がないのが実情です。

このような状況を改善するためには、消防団員の健康管理の必要性について管理者側に意識啓発を図るとともに、生活習慣病等のリスクを抱えた消防団員に対して、市町村が個人ごとに健康指導を継続する体制の整備が重要だと考えます。

本委員会は、市町村における個別指導体制の在り方について検討を行い、基本モデルをまとめました。市町村においては、本報告書に記載するモデルを基に、地域の特性や実情に応じて工夫を凝らしながら、消防団員の健康管理を実践していただきたいと考えています。

本委員会が実施したアンケート調査、ヒアリング調査に快く応じてくださった関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 18 年 3 月

消防団員の個別健康指導体制の在り方  
に関する調査研究委員会委員長

**医学博士 河野 慶 三**

# 目 次

はじめに

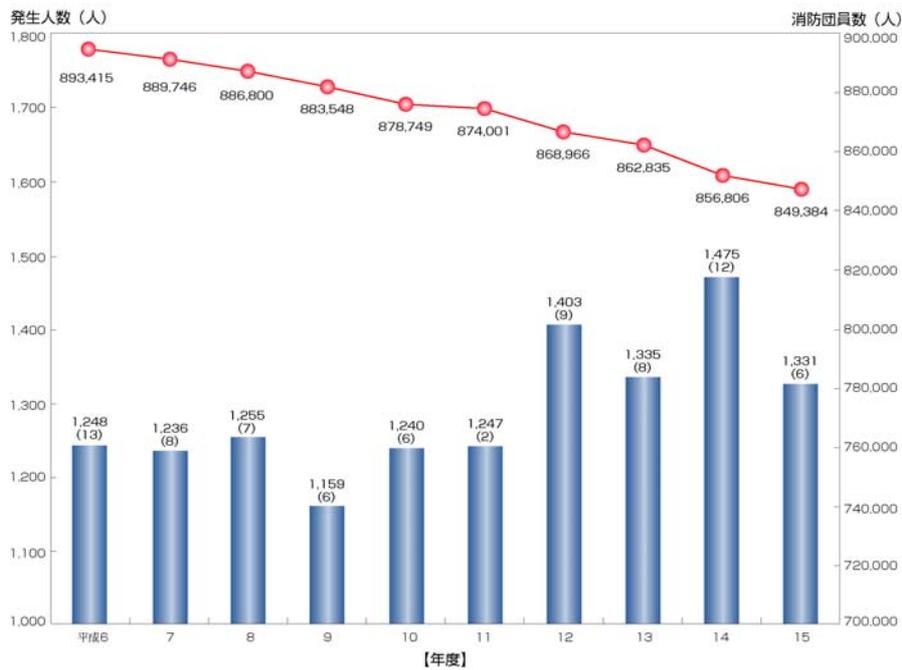
第1章 消防団員の循環器系公務災害の現状	1
1.1 公務災害発生人数の推移	1
1.2 活動別・死亡原因別公務災害発生状況	2
1.3 平成15・16年度に公務上と認定された主な循環器系災害事例	3
第2章 消防団員個別健康指導体制の基本モデル	6
2.1 消防団員個別健康指導体制の基本モデル図	7
2.2 消防団員個別健康指導体制の基本モデル図の説明	9

# 第1章 消防団員の循環器系公務災害の現状

## 1.1 公務災害発生人数の推移

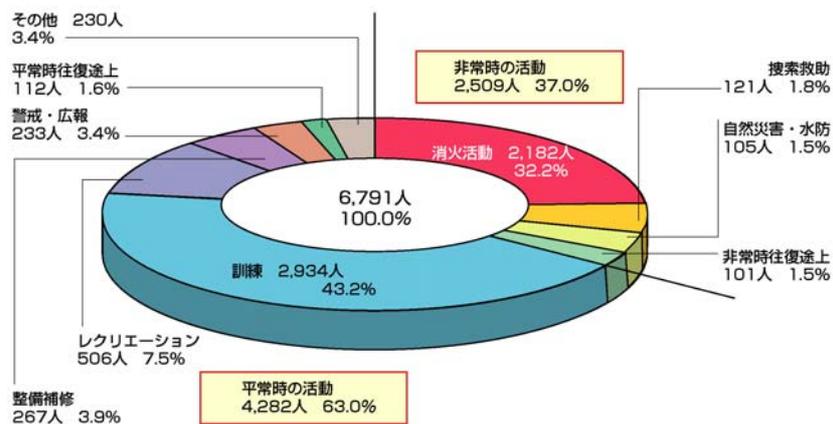
平成6年度から平成15年度まで10年間の平均発生人数は1291人に及ぶ。平成11年度からの5年間では、演習訓練と火災活動時に起きた事故がおよそ8割を占めている(図1、2)。

図1 消防団員の公務災害発生状況の推移



備考 1 公務災害発生人数は、平成6年度から15年度までに災害が発生し、平成16年12月末までに支払った人数で、( )内は死者数を内数で示したものである。  
 2 消防団員数は、各年度とも4月1日現在の実員数である。ただし、消防基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していない市町村の消防団員数は含まれていない。

図2 最近5年間の活動態様別発生状況



## 1. 2 活動別・死亡原因別公務災害発生状況

昭和40年度から平成15年度までの過去39年間に殉職した消防団員は569人に上る。

全体の活動を通して高い比率を占めるのは、「心臓疾患」及び「脳血管疾患」（循環器系事故）による死亡事案である。特に、消火活動と訓練とに起因して多発している事実は見逃せない。これら循環器系事故による公務災害については、被災者のほとんどが高血圧や高脂血症、肥満など、なんらかの健康上の問題を持っていたことが明らかになっている（1.3参照）。

表 殉職した消防団員の活動別・死亡原因別発生状況

(単位:人)

活動 死亡原因	往復 経路	自然 災害	消火 活動	訓練中	その他	合計
交通事故	124	5	1	6	16	152
心臓疾患	9	11	42	39	19	120
圧死・水死	7	91			3	101
脳血管疾患	7	4	19	29	27	86
その他	13	15	30	10	42	110
合計	160	126	92	84	107	569

備考1 殉職者数は、昭和40年度から平成15年度までに発生し、平成16年9月末までに支払った人数である。

2 死亡原因の「その他」には、転落、焼死・熱傷、その他疾患等が含まれる。

3 活動別の「その他」には、特別警戒、点検整備、捜索救助等が含まれる。

### 1.3 平成15・16年度に公務上と認定された主な循環器系災害事例

平成17年3月2日現在

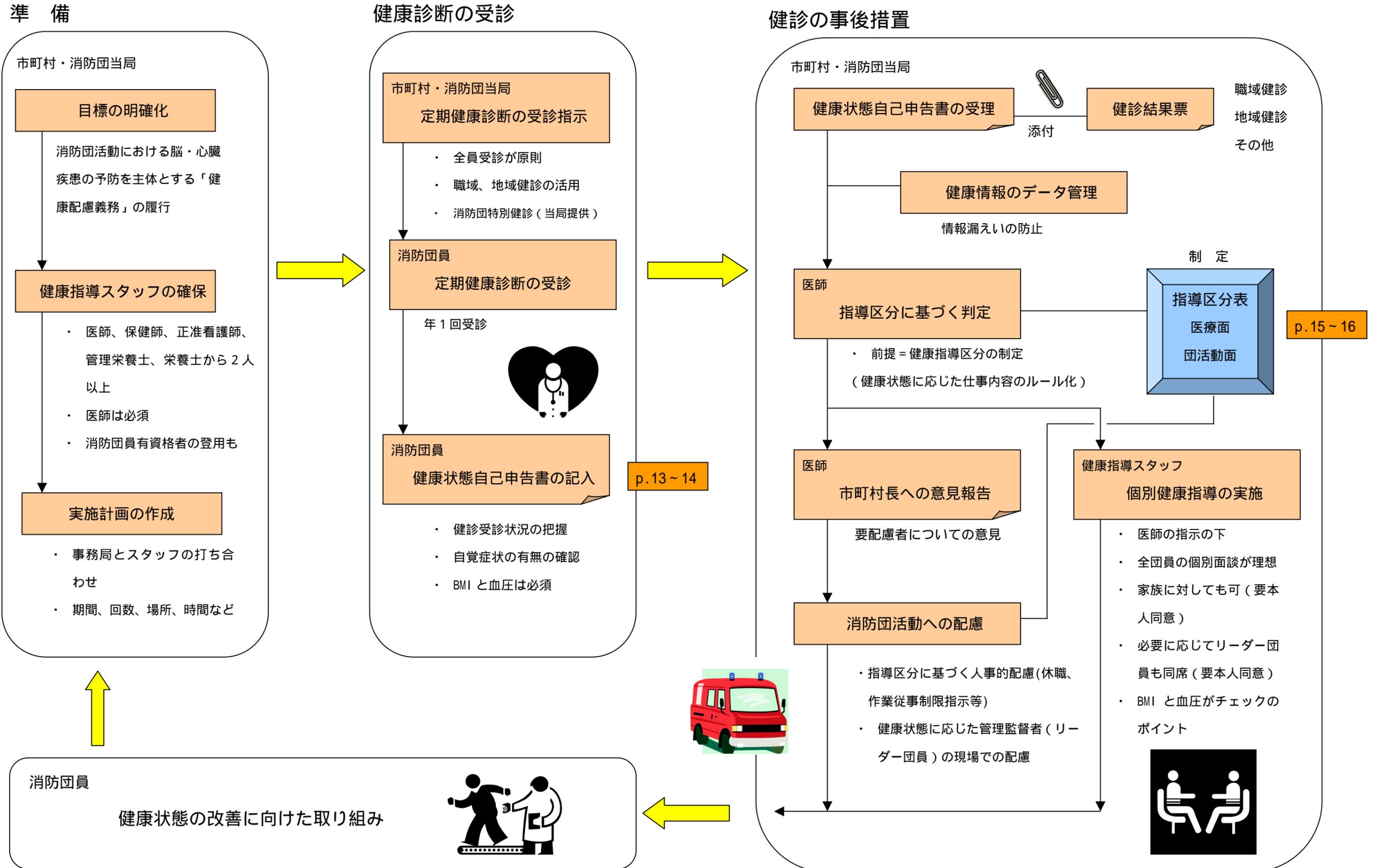
1	発 生 地	東北地方
	区 分	消防団員(分団長)
	発 生 月	平成14年6月
	性別・年齢	男性 30歳代
	傷 病 名	急性心不全(死亡)
	事故概要	H地区水防訓練大会に出場し、水防工法訓練に作業隊員として従事した。積土のう工法等の活動の負荷が有力な原因になって、素因である心筋症を急激に悪化させ、帰宅後、心不全のため死亡する。
2	発 生 地	関東地方
	区 分	消防団員(部長)
	発 生 月	平成14年11月
	性別・年齢	男性 30歳代
	傷 病 名	左被殻出血(療養)
	事故概要	模範操法訓練に従事中、活動の負荷が有力な原因になって、素因である高血圧を急激に悪化させ、ろれつが回らなくなった。訓練終了後の後片づけの際に転倒し、意識不明になる。
3	発 生 地	東北地方
	区 分	消防団員(班長)
	発 生 月	平成14年11月
	性別・年齢	男性 40歳代
	傷 病 名	不整脈死(死亡)
	事故概要	火災防衛訓練に出動し、訓練終了後、部隊解散指示があった直後に腹痛を訴えた。9:45分ごろ帰宅し横になる。15:40ごろ、様子がおかしいのを妻が発見し、救急車で病院へ搬送されたが既に死亡していた。
4	発 生 地	近畿地方
	区 分	消防団員(団員)
	発 生 月	平成14年12月
	性別・年齢	男性 40歳代
	傷 病 名	急性心筋こうそく(死亡)
	事故概要	詰め所で年末特別警戒の打ち合わせ中に火災が発生し、直ちに自宅へ帰り自家用車で現場へ急行した。現場到着後、サイレン吹鳴方法について同僚と議論した際、体の不調を訴える。その後、詰め所でおう吐し帰宅した。妻に体の異常を訴えた直後、意識不明になり、救急車で病院に収容されたが死亡する。 活動中の負荷が有力な原因になって、素因である高血圧症、高脂血症を急激に悪化させ、発症に至ったと思料された。

5	発 生 地	近畿地方
	区 分	消防団員(団員)
	発 生 月	平成 15 年 5 月
	氏 名	男性 30 歳代
	傷 病 名	急性冠症候群(療養)
	事故概要	総合査閲に出動し、終了後の後片づけを行っていたところ、胸の痛みとむかつきを覚え、病院へ搬送される。
6	発 生 地	中部地方
	区 分	消防団員(団員)
	発 生 月	平成 15 年 5 月
	性別・年齢	男性 30 歳代
	傷 病 名	心室細動(死亡)
	事故概要	夜間の操法訓練終了後、器具庫でミーティング中に意識を失い、病院に搬送されたが死亡した。
7	発 生 地	九州地方
	区 分	消防団員(団員)
	発 生 月	平成 15 年 6 月
	性別・年齢	男性 30 歳代
	傷 病 名	くも膜下出血(療養)
	事故概要	早朝の操法訓練に指揮者として出動した。従事中に気分が悪くなり、しだい頭痛が激しくなったので、病院で診察を受けたところ「くも膜下出血」と診断され、入院加療する。 活動中の負荷が有力な原因になって素因である動脈瘤(りゅう)を急激に悪化させ、発症に至ったと思料された。
8	発 生 地	四国地方
	区 分	消防団員(団員)
	発 生 月	平成 15 年 7 月
	性別・年齢	男性 30 歳代
	傷 病 名	冠れん縮性狭心症(療養)
	事故概要	夜間の操法訓練に出動し、1 番員として 1 回目の通し訓練で最後の点検報告をした直後に発症した。

9	発 生 地	北海道
	区 分	消防団員
	発 生 月	平成 16 年 5 月
	性別・年齢	男性 50 歳代
	傷 病 名	脳幹出血(死亡)
	事故概要	漁業から帰港後、休むことなく消防演習に参加し、ホース延長のほか部下団員への指導を行い、演習後の式典の席上で発症した。本人には、高度の肥満があった。
10	発 生 地	近畿地方
	区 分	消防団員
	発 生 月	平成 16 年 7 月
	性別・年齢	男性 40 歳代
	傷 病 名	急性心筋こうそく(療養)
	事故概要	建物火災を覚知し、自家用車で火災現場へ急行する。火災現場でホース延長を行い筒先担当として消火活動に従事した。鎮圧後、器具庫に帰ってホース等の後片づけを行う。その後、同僚団員 8 名と昼食のため食堂に行き、待っている際に発症する。一連の激しい消火活動が動脈硬化と考えられる素因を悪化させたと判断された。
11	発 生 地	四国地方
	区 分	消防団員
	発 生 月	平成 16 年 10 月
	性別・年齢	男性 50 歳代
	傷 病 名	くも膜下出血(死亡)
	事故概要	8 月 18 日に襲った集中豪雨の災害防御活動をはじめ、台風 16、18、21 号と 1 か月以上にわたって従事した一連の過重な災害対応が素因である動脈瘤を破裂させ、発症する。

## 第2章 消防団員個別健康指導体制の基本モデル

## 2.1 消防団員個別健康指導体制の基本モデル図



（備考）番号を付した項目は、次ページ以降で説明しています。

## 2. 2 消防団員個別健康指導体制基本モデル図の説明

市町村長は、特別職地方公務員である消防団員に対して、消防団活動における脳、心臓疾患の予防を主体とする健康配慮義務を履行するため、個別健康指導を行う。

個別健康指導体制の基本モデルに掲げる主な項目の説明は、次のとおり。

### 【説明】

#### ① 目標の明確化

消防団員の任命権者である市町村長には、消防団員に対して安全配慮義務がある。特に、消防団員の健康状態を把握し、消防団活動によって悪化（発症・増悪）させることがないよう配慮しなければならない。これを「健康配慮義務」という。

消防団員に対する市町村長による個別健康指導は、単に健康増進のために行うものではない。市町村長の消防団員に対する健康配慮義務を尽くし、管理者としての責任を果たすために行うものである。

#### ② 健康指導スタッフ

個別健康指導の成否の決め手は、健康指導スタッフにある。スタッフは、申告されたデータに基づいて各消防団員の健康状態をチェックし、適宜、健康指導を行うほか、必要に応じて市町村長（消防団事務局）に対し、意見を報告する。

スタッフは医師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士又は栄養士の有資格者で、2人以上をもって構成する。メンバーには医師の参加を必須とし、保健師をできるだけ加えるのが望ましい。

有資格者の人材は、市町村営医療機関や大学病院等の外部医療機関、市町村行政部局の職員などから求める。消防団に有資格者が在籍していれば、できるだけ参加を促す。消防団員がスタッフに加われば、きめの細かい指導がよりいっそう期待できるからである。市町村役場や医療機関を退職した保健師、看護師等のなかには、社会貢献になお意欲を持つ者が多い。そうした人材も積極的に活用したい。

なお、外部の医療機関については、「社団法人 全国労働衛生団体連合会（全衛連）」のホームページを参照されたい（<http://www.zeneiren.or.jp>）。

### ③ 定期健康診断

消防団員には、会社員である場合の労働安全衛生法に基づく職域健診、自営業者である場合の老人保健法に基づく住民健診（地域健診ともいう。）などの受診機会がある。

団員に対しては、これらのうちいずれかの機会をとらえて、年1回受診するよう指示する。消防当局が団員のために特別健康診断を実施してもよい。いずれにしても、全団員が漏れなく受診するよう指導する。

診断項目は、職域健診、住民健診などで一般に行われている項目をいずれも満たすものとする。

### ④ 健康状態自己申告書

健康状態自己申告書は、団員に何か自覚症状はあるか、自身の健康状態を本人がどれだけ把握しているかなどについて、健康指導スタッフがチェックするために申告させるもので、団員の健康指導事業のなかで最も重要な資料として位置づける。

どのような様式であってもよいが、BMI を把握するデータ記入を必須とし、自覚症状を主とした問診形式が望ましい。

消防団員全員の健康状態を把握するため、定期健診の受診の有無にかかわらず、年1回、全団員が定期的に提出するのを原則とする。より正確な把握を期するため、健診機関から通知された健診結果の写しを添付させてもよい。

高度な個人情報であるので、これらの資料を提出させる場合には、①目的以外の使用はしないこと、②だれがどのように管理するのか、を文書に明記する。

健康状態自己申告書を例示すると、p. 13~14 のとおり。

### ⑤ 健康情報のデータ管理

前述のとおり、健康状態自己申告書や健診結果通知書の写しは、高度な個人情報である。

健康指導スタッフを通して消防団員から提出されたこれらの書類（又は電子データ）を消防団事務局が保管するに際しては、団員のプライバシーが侵害されないよう、かぎの掛かる書庫等に収納し、特定の者のみ閲覧可能とするほか、守秘義務を課すなど、情報の漏えいにはじゅうぶん注意する。

また、消防団員の上司などに対しては、個別面談などで知り得た個人情報をみだりに

漏らさないよう指導する。

#### ⑥ 指導区分に基づく判定

医師は、定期健診の結果に基づき、あらかじめ作成した指導区分に従って、消防団活動上、有所見者取るべき必要な配慮（通常勤務、活動制限、活動禁止等）について判定を行う。

指導区分を例示すると、p. 15～16のとおり。

#### ⑦ 医師による市町村長への意見報告

医師は、全団員の健康状態を把握した結果、消防団活動に支障を来す健康状態にあると判断される団員について、必要な人事的配慮に関する意見を市町村長（消防団事務局）に対して報告する。

#### ⑧ 個別健康指導・健康相談の実施

消防団員の個別の健康指導は、面談形式を原則とする。特定の日時及び場所に集合させて実施してもよいし、健康指導スタッフが分団ごとに巡回するなどの方法を探ってもよい。個別面談時には、BMI及び血圧のチェックを必ず行う。

指導は、全団員に対して行うことが望ましい。全団員を対象にするのは、生活習慣病に対する予防を効果的に進めるためであり、また、一定の場所に集合させる場合には、異常所見のある団員でも出頭しやすくなるからである。ただし、スタッフの人員不足などの事情により全員実施が困難なときは、「有所見者」「生活習慣病予備群」などに対象を絞ってもよい。

有所見者の身体状態によっては、消防団活動に制限を加えなければならない場合がある。指導の際には、必要に応じて上司のリーダー団員を同席させ、いっしょに聞いてもらう。この場合、有所見者本人の同意を不可欠とする。

消防団事務局が指定した日時等に、当該消防団員の都合で面談ができない場合には、家族に対して指導を行ってもよい。

健康相談は、消防団員が自らの意思により、健康指導スタッフに健康上の相談を行うものである。個別健康指導と同時に行っても差し支えない。また、消防団員の健康を預かる家族からの相談であってもよい。

## ⑨ 消防団活動への配慮

市町村長・消防団長（消防団事務局）は、医師の意見に基づき、消防団活動に支障を来す健康状態にあると判断される団員について、あらかじめ定めた指導区分に照らして、団員の活動制限による部署の配置替え、休職など、健康状態に応じて適切な人事的配慮を行う。

また、管理監督者である現場のリーダー団員は、当該団員の身体状況に常に注意を払い、団活動によって健康状態を悪化させないように、作業を軽減したり、免除したりするなどの処置を適宜、施す。

こうした措置を行う場合、消防団の士気をいささかも低下させてはならない。不適格者を排除するといった“マイナス思考”ではなく、健全で精強な消防団を維持、強化していくという“プラス思考”が肝要である。

## （「健康状態自己申告書」の例）

平成 年 月 日

消防団員各位

市町村長名

### 健康状態自己申告書の提出について（お願い）

消防団員の公務遂行中に、脳卒中、心筋こうそくなど、循環器系疾患による公務災害が全国で毎年、起きています。こうした災害を未然に防ぐには、事前の対策が欠かせません。

この申告書は、当局があなたの健康状態を把握し、消防団活動によって健康状態を悪化（発症・増悪）させないように、あらかじめ配慮するために提出していただくものです。

この趣旨を御理解のうえ、ぜひ期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

### 【おことわり】

あなたから御提出いただいた個人情報（健康状態自己申告書、健診結果票等）は、健康管理以外の目的には使用しません。また、●●が●●の方法により厳重に管理します。

# 健康状態自己申告書（平成 年度）

太線の枠内を記入してください。当てはまる項目の□に／印を入れてください。

					記入日	平成	年	月	日
自宅住所	〒	—	所属		身長				
			自宅 Tel	( )	体重				
カナ			性別	年齢	生年月日	※BMI			
氏名			男・女	歳	明・大・昭	※血圧	最高	mmHg	
					年 月 日	最低	mmHg		

## ◆循環器系の自覚症状◆

	はい	ときどき	いいえ
1 どうき、息切れがしますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 心臓部に締めつけや圧迫感がありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 脈が欠けたり、不規則になったりすることがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 足がむくむことがよくありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 めまいがしますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 耳鳴りがよくしますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 倦怠感があり、疲れやすいですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ◆定期健康診断の受診状況◆

	はい	いいえ
1 あなたは、過去1年間に健康診断を受けましたか？ (1で「はい」と答えたかただけに伺います)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 あなたは、過去1年間に受けた健康診断で、次に掲げる所見が一つでもありましたか？ ・ 高血圧、不整脈、高脂血症（コレステロール又はトリグリセライドの値が基準値を超えている）、糖尿病 ・ 肥満 ・ 狭心症の既往歴 (2で「はい」と答えたかただけに伺います)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 あなたは、医師の診察を受け、次に掲げる検査などで異常がないことを確認しましたか？ ・ 負荷心電図 ・ ホルター心電図 ・ 心超音波検査 など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【お願い】

お差し支えなければ、最近受けた健康診断の受診結果の写しを添付してください。

※は、健康指導スタッフの記入欄

## （ 指 導 区 分 の 例 ）

（例 1）

区 分	検査結果の判定区分 (医師の判断)	管 理 指 導	
		生 活 指 導	団 務 指 導
正 常	異常所見が認められない者		
正常扱	軽微な異常所見が認められ、日常生活の注意や症状の経過観察が必要な者	日常における健康管理に配慮させるとともに、自主的検診を勧める。	
節 制	異常所見が認められ、激務従事等により症状が悪化する恐れがあり、医師の診断が必要とされる者	健康診断結果票の判定指示を厳守させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師の診断を受けさせる。</li> <li>● 医師の診断を受けるまでの間、任務替え及び軽度の団務に従事させる等の配慮を行う。</li> <li>● 医師の診断を受け、治療が必要と診断された者は、判定区分「注意」の管理指導を行う。</li> </ul>
注 意	異常所見が認められ、医師の治療が必要とされる者、又は既に医師の治療を受けている者で継続して治療が必要な者	健康診断結果票の判定指示を厳守させ、医師の指示に従った治療及び生活指導を行い、健康回復に配慮させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師の治療を受けさせる。</li> <li>● 疾病の症状により、災害活動、訓練等の過激な活動について従事制限をする等の配慮を行う。</li> </ul>

（資料提供：東京消防庁消防団課）

(例2)

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
消防団活動への配慮面	A	団務を休む必要のあるもの	休団等の方法により、療養のため必要な期間、団務に従事させない。
	B	団務に制限を加える必要のあるもの	団務の変更、配置替え等の方法により、団務を軽減し、かつ、早朝又は深夜の消防団活動に従事させない。
	C	団務をほぼ正常に行っているもの	早朝又は深夜の消防団活動に従事させない。
	D	平常の団務でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつ旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導等を受けさせるようにする。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

(「八王子市職員の安全衛生管理規則(昭和48年八王子市規則第21号)別表第2」より改変。  
 なお、本表に関するお問い合わせは、本委員会事務局(消防団員等公務災害補償等共済基金)へお願いします)

消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究報告書（抄）

発行 平成 18 年 3 月

編集 消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究委員会  
（消防団員等公務災害補償等共済基金内）

住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 8 階

電話 03-3595-0541 FAX 03-3581-7720

<http://www.syouboukikin.jp> Email:kikaku@syouboukikin.jp